

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業  
「三重ならではの」体験コンテンツ造成支援プログラム

【公募要領】

(受付期間)

7月12日(水)から8月10日(木)

- ◇ 申請書類は、三重県ホームページより取得してご提出ください。  
やむを得ない理由により申込書の取得が困難な場合には、事前に事務局まで  
ご相談ください。
- ◇ 当プログラムは、専門家の派遣等人的支援と販売に向けた物的支援となります。

(当事業のお問い合わせ先)

◇ 「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局  
TEL:090-5630-6389

- ◇ 事務局の対応時間は平日9:30~17:30(土日祝日を除く)となります。  
ご不明な点があればお問い合わせください。

令和5年7月  
「拠点滞在型観光×三重」ブランディング  
モデル事業事務局

## 【目次】

### I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的……………2

2. 本事業の流れ……………2

### II. 参加事業者及び支援内容

1. 参加事業者の要件……………2

2. 支援内容……………3

III. 申請手続……………4

IV. 採択事業者の選定……………5

## I. 事業の目的と内容

### 1. 本事業の目的

本県では、「三重ならではの」かつ「他の都道府県にはない特別感のある」体験をフックに、旅行の目的地として選ばれ、豊かな時間を過ごしていただけるよう、昨年度「みえのイマココ旅」を立ち上げました。

今年度は、引き続き、「三重ならではの」の体験コンテンツの造成とブランディングプロモーションに取り組むとともに、新たに体験事業者の人材供給及び人材育成支援や、首都圏からの旅行者の県内周遊促進等を実施することで、「みえのイマココ旅」のブランド力をさらに高めていきます。

### 2. 本事業の流れ

- (1) 本事業への参加を希望する事業者は、申込書(様式1、2、3)を記入の上、電子メールにより事務局まで提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択された事業者には以下Ⅱ-2. の支援を実施します。

7月12日(水)	公募開始
7月19日(水)	オンライン事業説明会
8月10日(木)	応募締切
8月16日(水)～	選定会議
8月22日(火)	採択事業者の決定通知
8月29日(火)	基礎研修会(対象:採択された事業者)
8月下旬～	体験コンテンツの造成支援開始
10月以降	モニターツアー※1の実施及び効果検証、告知宣伝※2
11月～順次	コンテンツの販売開始
令和6年1月以降	モデルツアー※1

※1:体験期間の季節性や設定日数、テーマ等を考慮の上、支援となるコンテンツを選定します。支援する全てのコンテンツの販売が確約されるわけではありません。

※2:告知宣伝は、メディアとの親和性や季節性を考慮の上、対象となるコンテンツを選定いたします。すべての広報媒体への掲載が確約されるものではありません。予めご了承ください。

## Ⅱ. 参加事業者の要件及び支援内容

### 1. 参加事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を参加事業者とします。

- ・ 「三重でしかできない」「特別感のある」新たな体験コンテンツの提供を目指す事業者であること。
- ・ 県内の地方公共団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)、県内の観光協会、民間事業者(個人事業者を含む)であること。ただし、民間事業者が実施する場合は、地方公共団

体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等と連携すること。

- ・ 完成した体験コンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続的に運営、販売を実施していく意欲があること。

## 2.支援内容(「三重ならでは」の体験コンテンツ造成支援プログラム)

- ① 自然資源、観光資源、食、産業・ものづくり等を活用した体験コンテンツの造成に係る人的支援  
以下について、専門家が伴走型のアドバイスを実施します。
  - ・体験コンテンツの背景にあるストーリーとそれを感じる魅力的なプログラムづくり
  - ・地域資源の価値とマーケットニーズを勘案した体験内容
  - ・マーケット目線での商品価値を考慮した料金設定
  - ・自走可能な体制構築に向けたアドバイス
  - ・利用者の増加に向けた情報発信の在り方や販路拡大に向けた販売体制
  - ・体験コンテンツをブラッシュアップするための KPI マネジメント等の管理手法 等
- ② 課題抽出のためのモニターツアーの実施
  - ・令和5年10月にモニターツアーを実施予定(体験コンテンツの設定日や季節が限定されたものである場合は、モニターツアーを実施できない場合があります。)
- ③ プロモーションに係る支援
  - ・企画開発したコンテンツをインターネット販売するために必要となる写真素材の提供(写真素材は、限られた気象条件下で体験するコンテンツや、短期間での季節限定コンテンツ等、撮影期間内での体験の設定が困難なコンテンツについては、写真素材の提供ができないことがあります。)
  - ・「観光三重」の特設サイトでの体験コンテンツの情報発信
  - ・OTA(じゃらん/アソビュー)等を活用した体験コンテンツの販売支援
  - ・旅行事業者等が造成する旅行プラン等を活用した体験コンテンツの販売支援
  - ・レンタカー等二次交通等を活用した体験コンテンツの販売支援
  - ・動画や SNS、インフルエンサー等を活用した情報発信
  - ・コンテンツガイドブックによる情報発信
  - ・旅行博での情報発信
  - ・三重テラスでの情報発信
  - ・みえ旅おもてなしポイントプログラムを活用したプロモーション
- ④ 造成した体験コンテンツを組み込んだモデルツアーの実施(令和6年1月以降)  
モデルツアーの販売は販売期間の季節性や設定日数等、モデルツアーのテーマ等考慮の上、対象となるコンテンツを選定いたします。モデルツアー販売が確約されるわけではありません。あらかじめご了承ください。
- ⑤ 体験コンテンツの造成に必要な設備や備品、消耗品等の購入支援
  - ・1コンテンツあたり20万円を上限とします。

※上記①～⑤にかかる経費はすべて事務局が負担します。  
但し、事務局を介さずに、事業者独自の判断によって行った開発やプロモーションなどに関わる費用はこの限りではありません。

※観光庁が実施する体験コンテンツ造成事業との併用が可能です。

※三重県が実施する他の観光コンテンツ造成事業との重複はできません。

※当事業に関連し、希望する事業者には下記支援を別途行います。

- ・人材供給、マッチングに係る支援
- ・人材育成、ガイドスキル向上に繋がるアドバイザリー支援
- ・事業者間連携強化を目的としたオンラインネットワークの構築と研修会・交流会開催

### Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切日までに必要な書類を全て揃え、電子メールにより事務局まで提出してください。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

#### (1) 申請書類の受付期間

令和5年7月12日(水)から令和5年8月10日(木)17時まで

#### (2) 申請先メールアドレス miryokumie@bsec.jp

※申請後、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。

万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。

※やむを得ず、メールでの申請が困難な場合は、事務局までご相談ください。

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局  
TEL:090-5630-6389(平日9時30分から17時30分まで)

#### (3) 申請に求めるポイント

- ・他都道府県になく、これまで三重県でも商品化されていない取組みであること。
- ・「三重でしかできない」、「特別感のある」新たな体験コンテンツになり得る可能性があること。
- ・ターゲットが明確であり、そのターゲットの興味関心のフックとなり得るストーリー性や体験価値が認められること。
- ・周辺地域の他のコンテンツや受入環境整備も踏まえて、総合的に旅行商品として販売できるコンテンツになることが見込まれること。
- ・近隣宿泊施設と連携し、旅行者の滞在の長期化を促進することが可能なものであること。
- ・「伝統」、「歴史・文化」、「自然」、「食」、「夜間・早朝」、「産業・ものづくり」のいずれかをテーマとすること。また、サステイナブルな視点を取り入れること。
- ・【民間事業者の場合】自治体や観光協会、DMO等、観光地域づくり団体と連携した取組みであること。
- ・造成したコンテンツについては、令和6年度以降も販売を継続すること。
- ・OTAや自社サイト等、オンラインでの予約受付・販売を行う意欲があること。

#### (4) 提出書類

申請書は「三重県プレスリリース」より取得し提出ください。

○三重県プレスリリースは【[こちら](#)】

提出書類名	様式名	形式
申請書	様式1	Excel
新規体験コンテンツ概要	様式2	Excel
体験コンテンツ企画シート	様式3	PowerPoint

#### (5)留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、「みえ観光の産業化推進委員会情報公開規程」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 本契約により制作された制作物の著作権はみえ観光の産業化推進委員会に帰属することとします。

### IV. 採択事業者の選定

#### (1)選定本数

三重県全域において15本以上

#### (2)選定方法

有識者を含む委員会において、「(4)選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で、選定を行います。

#### (3)選定委員会の構成

事務局が選定した全国の売れるコンテンツを知る有識者とみえ観光の産業化推進委員会による選定委員会を構成します。

#### (4)選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

なお、評価基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

- ① 事業目的との整合性
- ② 独自性・新規性(提案内容に独自性・新規性があり、説得力があるか)
- ③ 具体性・計画性(提案内容に自走に向けた具体性や計画性があるか)
- ④ 実施体制・持続性(次年度以降も実施可能な実施体制・持続性があるか)
- ⑤ 収益性(旅行者がお金を払う価値がある商品になる要素があるか)

※合わせて地域性、テーマ性を考慮して、選定します。

#### (5)選定結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、8月22日(火)に申請者に対して結果の通知を行います。
- ・ 個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

以上